

【港区】新型コロナウイルス感染症の陽性時の場合のご案内 (医療機関で医師に陽性の診断を受けた方)

- 全員** 1 SMS (ショートメールサービス) でみなと保健所から通知が届きます。届いたら入力を開始してください。
・症状 ・ワクチン接種歴 などを入力してください
- 全員** 2 方針を決定：今後の健康観察の方針を決定します。※自宅療養が基本となります。
・【自宅】① 50歳以上の方、基礎疾患がある方/東京都フォローアップセンターによるフォローアップ
② ①以外の方/自宅療養者サポートセンター（うちさぼ東京）によるフォローアップ
・診療所/訪問看護ステーションのフォローアップ
・港区のフォローアップ
・【療養ホテル】 * 必要がある人 東京都が調整
・【医療機関に入院】 * 医師が必要と判断する人 東京都が調整
- 全員** 3 健康観察の終了日
回復して元気になった人は10日間で終了（無症状の方は7日間）
※高熱が続くなど症状が続いている場合は延長することがあります。
最終日や前日に港区から電話やメールでの連絡はありません。自動的に療養を終了してください。学校や会社に行っても大丈夫です。
陰性の確認をするための検査は不要です。

状況	発症日 無症状は 検査日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
		健康観察期間									復帰可能日 ※診療の手引き参照
日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

※区が発行する自宅療養証明書の期間は、診断日から自宅療養終了日までになります。発症日からの起算ではありませんので、ご注意ください。

該当者のみ

◆ 周囲で感染しそうな人がいる

発症日の2日前、前日に、マスクをせずに近い距離で会話した、食事をしていた 等濃厚接触者 → 自宅待機（7日間※）

PCR検査/抗原検査 は任意（希望者）です。検査費用は公費です。初診料等はかかります。

濃厚接触ではないが、感染の可能性がある → 自宅でもマスク着用、他の人と一緒に食事をしない（7日間）

※「社会機能を維持するために必要な事業に従事する方」は、条件を満たせば7日間を待たずに待機を解除できます。条件等の詳細は港区ホームページをご確認ください。

該当者のみ

◆ 「自宅療養証明書」（職場・保険会社提出用）

- ① 港区ホームページから申請書をダウンロードして記入
- ② 申請書、本人確認書コピー、返信用封筒/切手の3点を郵送

申請書・郵送先



問合せ先

みなと保健所 03-6400-0081
* 平日8:30-17:15
みなと電話相談 03-3455-4461
* 平日8:40-17:15

港区新型コロナウイルス感染症 情報

